

行為規範違反審査請求書

令和5年2月13日

長野市議会議長 寺沢 さゆり様

審査請求代表者

小泉 一真

住 所 長野市中条日下野1874

連絡先 026-267-2319

長野市議会議員の政治倫理に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり審査を請求します。

- 1 行為規範に反する疑いがあると認められる議員の氏名  
小泉一真議員
- 2 反する疑いがあると認められる行為規範  
長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号  
議員の品位及び名誉を傷つけ、市民の信頼を損なう行為をしないこと

長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第4号  
職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使する働きかけをしないこと

- 3 行為規範に反する疑いがあると認められる事実及びその内容  
一、 2月2日付、長野市長からの申し入れのとおり、小泉一真議員が職員の電話や窓口対応について、職員の承諾を得ることなく You tube で配信し、市議会との信頼関係に大きな影響を与えかねない事態に至っている。 資料①

行為規範違反審査請求賛同者

氏名	会派名
鈴木 洋一	改進黨 市議員
阿部 孝二	日本共産党 長野市会議員団
近藤 満里	公明党 長野市議員団

令和5年2月2日

長野市議会議長

寺沢 さゆり 様

長野市長 萩原 健 司

市議会議員からの行為に関する申入れについて

小泉一真市議会議員からの本市職員への問い合わせ等の行為について、  
下記のとおり申し入れます。

記

1 本年1月20日に当該議員が職員に対し電話で問い合わせを行っているやり取りを、職員の承諾を得ることなくYouTubeでライブ配信し、通話の内容が不特定多数の視聴者に公開された。また、同様に同月26日にもライブ配信が行われている。

回答した内容がそのまま配信された場合には、当該回答が市の公式見解として視聴者が受け取る可能性があり、未確定の内容であったときには市民に誤解を与え、ひいては市政に混乱を招く危険性もある。

また、職員の氏名を視聴者が特定できる場合には、配信された内容如何によつては職員に対する誹謗中傷や攻撃につながりかねない。

2 職員の対応がその場でライブ配信されるこうした行為により、職員は通常とは異なる状況下での対応を強いられることから、当該行為は職員に心理的圧迫を与え、職員を委縮させることにつながる。

これは、職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使する働きかけを禁じた長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第4号に抵触する可能性があると考えられる。

また、議員からの市政に関する問い合わせとはいえ、その状況をYouTubeで配信する合理的な理由はなく、その行為は当該議員の宣伝行為とも受け取れ、議員の品位及び名誉を傷つけ、市民の信頼を損なう行為を禁じた同条第1号に抵触する可能性があると考えられる。

3 当該議員については、令和3年9月長野市議会定例会一般質問で理事者の答弁に対し威圧的な発言を行い、本市から議会に対し、速やかな改善を求めた経過がある。さらに、昨年末には、本市への情報公開請求により取得した情報をインターネットサイトに掲載したことで個人の特定につながり、市政運営に対する信頼を著しく損ねたことから、市議会においても嚴重注意を行っている。

4 長野市議会議員の政治倫理に関する条例第2条第1項及び第2項では、議員は市民全体の代表者として市政に携わる権能と責務を深く自覚し、自らの行動を厳しく律し、政治倫理の向上に努めなければならないと規定するとともに、こうした責務を果たすことのできる広くかつ高い識見を養い、全体の利益の実現を目指して行動しなければならないと規定している。

これまで市議会とは、市政運営の両輪の役割を担う中で、緊張感を保ちながらも健全な関係を築いてきた。これまでの度重なる行為に加え、今回の行為は市議会との信頼関係に大きく影響を与えるおそれがあり、ひいては市議会との関係性を見直さざるを得ない事態につながりかねないものであると憂慮している。

については、同条例に定める議員の責務及び行為規範に基づく政治倫理に沿った活動となるよう、市議会としての速やかな是正を求める。